

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター 介護老人保健施設 公募説明会資料

1 介護老人保健施設管理運営の基本方針（業務の基準 p1）

介護老人保健施設は、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターから家庭へ復帰する際の間施設として、引き続き医療的ケアを必要とする退院患者を中心に受け入れることを目的として設置された経過があります。

介護老人保健施設の管理運営に当たっては、設置の経過を踏まえつつ利用者サービスの向上に努め、効率的・効果的な施設運営を進め、安全かつ適切なサービスを提供することが期待されます。

2 施設の概要（公募要項 p1）

(1) 定員

入所 80 人、通所 33 人

(2) サービス内容

介護保健施設サービス（施設入所）

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

通所リハビリテーション（デイケア）

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

(3) サービスの提供を行わない日等（業務の基準 p1）

① サービスの提供を行わない日（入所サービスを除く）

ア 土・日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 1 月 2 日、1 月 3 日及び 12 月 29 日～12 月 31 日まで

なお、指定管理者は病院事業管理者の承認を得て、休所日に開所することができます。

② サービスの提供を行う時間（入所サービスを除く）

1 日 6 時間以上とします。

なお、指定管理者は病院事業管理者の承認を得て、サービスの提供を行う時間を変更することができます。

(4) 留意事項（業務の基準 p3）

ア 給食業務

介護老人保健施設専用の調理室がなく、センターが給食業務を行っています。

指定管理者は条例等に定める食費相当額（おやつ代を含む。）をセンターに支払います。

なお、国の定める人員に関する基準に基づき、管理栄養士(又は栄養士)を配置してください。

イ 薬剤、検査、画像診断業務

介護老人保健施設に調剤設備、検査設備、画像診断設備はありません。調剤薬局や委託業者を利用してください。画像診断業務については介護保険法で定める費用によりセンターへ依頼できます。

3 事業収支に関する事項（公募要項 p3、p4）

介護保険法に基づいて運営を行い、これに伴う介護報酬及び利用料金の両方を指定管理者の収入とすることができます。

(1) 指定管理者負担金

指定管理者は、指定管理者負担金を市にお支払いいただきます。

年額15,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）を最低金額として、具体的な指定管理者負担金の金額を事業計画書において提案してください。

(3) 収入として見込まれるものについては 公募要項 P3 をご覧ください。

(4) 共通経費等負担金

合築施設のため、光熱水費、共用する施設・設備及び介護老人保健施設の専有施設・設備の一部の管理運営については、センターが一括して契約し、負担金を支払っていただきます。

なお、介護老人保健施設の専有施設・設備（上記の一部の専有施設・設備を除く。）についても、センターと合わせて管理したほうが効率的な場合は、センターと協議の上、センターが一括して契約し、負担金を支払うことも可能です。

(5) 修繕等の対応

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円以下の範囲内で、指定管理者に負担していただきます。

ただし、本施設及び施設に設置している横浜市所有の設備の更新については、横浜市病院事業管理者と指定管理者が協議し、横浜市病院事業会計の予算の範囲で老朽化等の状況を考慮し順次更新を行います。

(6) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、公募要項 P5 をご覧ください。

4 公募及び選定に関する事項（公募要項 p10）

(1) 今後の主なスケジュール

時 期	項 目
質問書の受付	平成 28 年 5 月 23 日～平成 28 年 6 月 15 日
質問書の回答	平成 28 年 6 月 22 日まで

応募書類の受付	平成 28 年 6 月 23 日～30 日
選定委員会	平成 28 年 7 月 21 日
選定結果の通知及び公表	平成 28 年 7 月下旬

(2) 公募手続きについて

公募要項 P10、P13、P14 をご覧ください。

※E-Mail で提出の場合は、申請団体役員名簿及び指定期間中の収支計画はエクセルデータで、他の様式・資料は pdf にて提出してください。E-Mail 毎のデータ上限は 2 メガバイトです。また、提出書類持参の場合は、申請団体役員名簿及び指定期間中の収支計画はエクセルデータを CD 又は DVD に保存して提出してください。

(3) 審査・選定の手続きについて

応募者の提出書類及び面接審査(プレゼンテーション)に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。

【応募が 6 者以上の場合】

一次審査：書類審査で候補 5 者以内を選定

二次審査：一次審査通過者に対し、応募書類に基づく面接審査(プレゼンテーション)を行い、審査の結果、指定候補者及び次点候補者を選定

※いずれの場合も面接審査は 7 月 21 日です。応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

(4) 評価基準項目について

公募要項 P12 をご覧ください。

なお、応募団体が 1 団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準 60 点に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。